

まずは相談！困ったときの消費生活相談窓口 ＜こんな消費者トラブルには特に注意を＞

点検商法

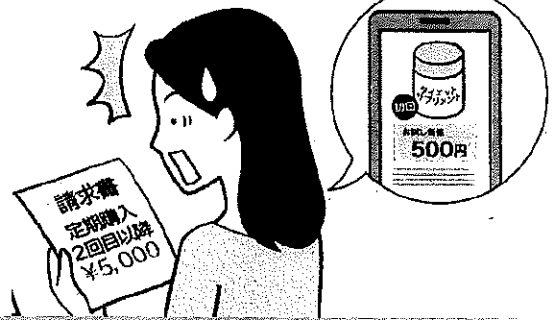


屋根の瓦がずれているように見えます。
今なら無料で点検します。

(排水管や床下などの場合もある)

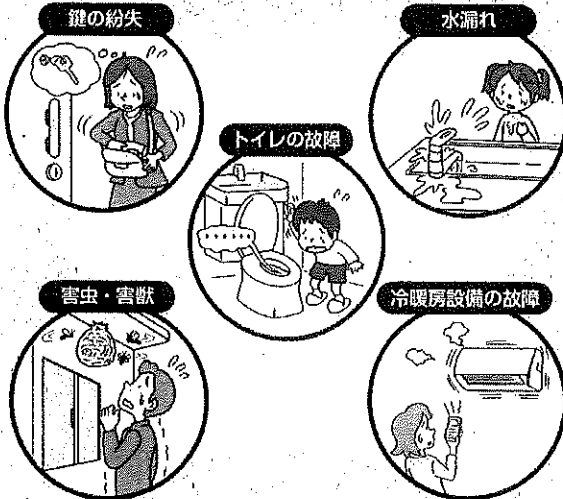
高額な工事費用を請求される可能性があります。
「無料」や「格安」と言われても、即答せず、誰かに相談をしましょう。

定期購入



「しばりなし」「初回限定」等の表示の場合も。注文確定ボタンを押す前に契約内容の確認を。

レスキューサービス



政府広報オンライン「水漏れ、解錠、トイレ修理...緊急時の駆け付けサービスのトラブルにご注意!」引用

日常生活で突然起こるため、慌ててネットで調べて、一番上にあるところや安いところに依頼して、高額な作業費用を請求されたが直らなかったというトラブルに遭う可能性があります。

インターネットやチラシの広告の表示価格や電話で説明された料金をうのみにしないようにしましょう。

また、作業前に複数の業者から見積もりを取り、料金だけで判断せず、作業内容や担当者の対応なども比較して決めましょう。

その他にも、いろいろな詐欺や悪質商法があります。

買い物や契約など、消費生活で困ったら、すぐに消費生活相談窓口
に相談をしましょう。

相談先

①名張市役所 1階 市民相談室 電話0595-63-7416

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～16時30分

※特殊詐欺や消費者トラブルをテーマとした出前トークを実施していますので、ご希望の方は市民相談室までお問い合わせください。

②消費者ホットライン 局番なし3桁 188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。

③詐欺が疑われる場合

警察相談専用電話 #9110